

広島県告示第四百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和六年五月十四日までの間、縦覧に供する。

令和六年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

立花池田線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
尾道市向島町字砂田一七八五番四地先から 尾道市向島町字西堤一〇八番一地先まで	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	拡幅
	一・〇〇〇 一・〇〇〇 三六・〇〇〇	一、二二二・ 八〇	